

請　願　文　書　表

(教育委員会)

(令和7年10月2日付託)

受理番号	391	受理年月日	令和7年9月25日	
件名	議第104号京都市学校給食センター（仮称）整備運営事業実施契約の締結についての慎重審議及び議決の先送り			
要旨	<p>現在、京都市は南区の東吉祥院公園に2万食を超える巨大給食工場を建設し、左京区・北区などを除く48校の中学校に給食を提供する計画を強行するために、今市会に京都市学校給食センター（仮称）整備運営事業実施契約の締結について（議第104号、約436億円）を提出している。この計画は、京都市の子供たち・保護者・市民、学校現場で働く教職員、新たに給食センターで働く労働者、京都の農業にも、負の影響を及ぼす懸念が全く解消されておらず、以下の理由で慎重審議のうえ、議決を先送りすることを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 超大型工場では、安全で豊かな給食は実現できない 成長期にある中学生の心身の成長を支える給食内容（手作り・安心安全）が実現できず、さらに小学校のような食育はとても実施できない。この6月から堺市では東洋食品による中学校給食が始まった。調理現場を見た給食関係者は、全てが機械調理でセンターというより正に工場と感想を語っている。京都市長が言う、できるだけ手作りとは程遠い内容である。さらに、安全性の基礎である2時間喫食について、京都府木津川市で給食を提供している東洋食品は、3年連続で保健所から改善を指導され、改善を試みたが、21校中18校（85パーセント）で2時間以内の喫食が実現できていない。7,000食程度の規模で実施できない中、2万食を超える京都市で2時間以内の喫食を守ることは、東洋食品を含めどんな企業でも不可能である。安全性を確保するためには大型センターそのものの見直しが必要である。 PFI手法のBTO方式は予算削減につながらないばかりか破綻の危険があること PFI手法のBTO方式は、民間業者に運営を任せることである。PFI方式については、2021年に国の機関である会計検査院が調査した結果、契約に沿った適切なサービスが提供されないケースが多数あり、目的とした予算の縮減につながらないケースも報告されている。さらに、この間、契約した企業が破綻・撤退し、直営に戻した事業も生まれている。とりわけ、今回の給食センターの入札には、東洋食品を中心とした企業グループしか応募しておらず、競争入札とは言えないばかりか、破綻・撤退した場合のリスクは計り知れない。物価や資材高騰が続く中、サービスの水準を維持するために、追加の税金投入が求められる可能性は否定できない。決して安くつかないPFI方式での契約を中止し、京都市の責任による直営での給食運営こそ必要である。 裁判結果によっては、東吉祥院公園が使えない可能性があること 現在、給食センター建設予定の東吉祥院公園は、地元住民により、京都市が行った公園廃止処分の取消しの裁判が行われている。9月9日に行われた第4回期日で裁判長は、京都市に対して、異例とも言える主張の補充を求める場面があった。来年1月13日には証人尋問が行われることが決まり、春頃には判決も予想される。少なくとも、京都市のリスクを回避するために京都地裁判決の動向を確認することが必要である。 <p>については、以上の理由から、京都市民と京都市のリスクを回避するため、議第104号京都市学校給食センター（仮称）整備運営事業実施契約の締結についての慎重審議と議決の先送りを願う。</p>			
請願者				
紹介議員	玉本なるみ、とがし 豊、赤阪 仁、えもとかよこ、加藤 あい			
付託委員会	文教はぐくみ委員会			